

中井町請負工事成績評定試行実施要領

(目的)

第1 この要領は、中井町請負工事成績評定試行実施要領（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保等を図るため厳正かつ的確な評定を実施し、もって請負業者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、1件の請負金額が250万円以上の請負工事について行う。

(評定者)

第3 工事成績の評定者は、（以下「評定者」という。）は、監督員、工事担当課長及び担当検査員とする。

(評定の方法)

第4 評定は、工事ごとに行う。

2 評定は、中井町請負工事成績評定試行実施採点基準により、監督又は検査にて確認した事項に基づき、評定者ごとの考察項目についての的確かつ公正に行い、工事成績採点表（以下「採点表」という。）に記入する。

(評定の様式)

第5 評定は、採点表（第1号様式）による。

(採点表の提出等)

第6 監督員及び課長の評定者は工事完成後、それぞれの考察項目について評定を行い、所属部（次）長の決裁後、完成検査時に検査員に提出する。

2 検査員は検査後に、検査員考察項目について評定を行い、評定点の合計点を算出し検査員が保管する。

3 手直し工事確認後の評定は行わない。

附 則

この要領は、平成13年5月17日から適用する。

中井町請負工事成績評定試行実施採点基準

請負工事成績評定にあたっては、下記に定める採点基準により評定を行う。

- 1 工事成績採点は、主観を排し、考察項目ごとに採点する。
- 2 採点方法は、監督員・担当課長・検査員が、考察項目毎の加減点を採点し標準点65点に増減をした評定点を、3者の持ち分を乗じ合計した点を当該工事の評定点とする。
- 3 監督員の割増は、工事施工環境・施工条件による割増表（別紙1）による。
- 4 各考察項目の採点における主眼点は、工事成績採点の考察項目別運用表（別紙2）による。
- 5 工事成績評定の総合評価のランクの範囲は80点以上をA、80点未満75点以上をB、75点未満65点以上をC、65点未満55点以上をD、55点未満50点以上をE、50点未満をFとし6ランクで措置する。（別紙3）

附 則

この基準は、平成13年5月17日から適用する。